

# 海上自衛隊 舞鶴地方総監部援護業務課

自衛隊援護協会 公式ホームページ <http://www.engokyokai.jp/> (QRコード→)



## 自衛官の退職年齢について

※退職年齢は階級により異なります。

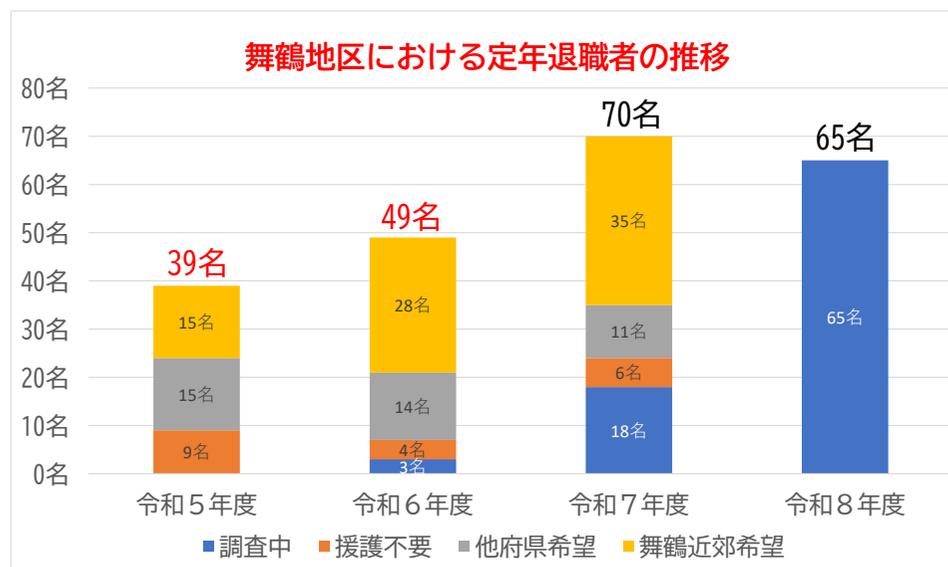
階 級		退職年齢	
		令和4年度まで	令和5年度 10月1日から
幹 部	海 将	60歳	60歳
	海将補		
	1等海佐	57歳	57歳
	2等海佐	56歳	56歳
	3等海佐		
	1等海尉		
	2等海尉	55歳	56歳
3等海尉			
准海尉			
海 曹	海曹長	54歳	54歳
	1等海曹		
	2等海曹		
	3等海曹		

### 任期制【海上】

1任期	3年	21歳～
2任期	5年	23歳～
3任期	7年	25歳～

任期制の退職年齢は、入隊した年齢によって異なります。

令和5年6月1日現在



上のグラフは、任期制隊員を含んでいません。

今年度については、現在の階級が1等海曹～1等海尉で10月1日～翌年の9月30日の間で55歳に達する者の定年退職は発生しません。但し、現階級が3等海佐以上及び2等海曹の者については定年退職は発生します。(3等海佐での定年退職予定者：5名、2等海曹での定年退職予定者：6名)

〒625-8510

京都府舞鶴市字余部下1190番地  
海上自衛隊 舞鶴地方総監部 援護業務課



# 海上自衛官の主な特技と役割

幹部自衛官は安全管理や監督の業務も行います。

射撃幹部、水雷幹部、掃海幹部	
運用	艦の甲板や錨等の塗装や錆打ち等の整備を行う。
射撃	大砲等の操作や保守の整備等を行う。
射管	射撃指揮装置の操作や保守の整備等を行う。
魚雷	対潜水艦用武器（魚雷等）の保守の整備等を行う。
水測	ソナー等の水中検索武器の操作や保守の整備等を行う。
掃海	機雷等を除去する装置の操作や保守の整備等を行う。
航海幹部、船務幹部、通信幹部	
航海	艦艇の艦橋において航海に関する業務を行う。
電測	レーダー・電波探知装置等を活用し戦術活動を行う。
通信	艦艇や基地の通信、暗号の作成や翻訳を行う。
電子整備	レーダー等の電子機器や関連器材の整備を行う。
機関幹部	
ガスタービン	ガスタービン機関、発電機等の運転や整備を行う。
ディーゼル	ディーゼル機関、発電機等の運転や整備を行う。
電機	電機装置の監視や保守等の整備、修理を行う。
応急工作	艦艇の火災や浸水の対処や応急修理、工作を行う。

経補幹部	
経理	隊員の給与等金銭の取扱いに関する業務を行う。
補給	隊内で必要な物品等の補給業務を行う。
給養	隊内における調理作業を行う。
衛生	隊員の健康管理や身体検査等を行う。
航空整備幹部、航空管制幹部	
航空機体整備	航空機の機体の保守の整備等を行う。
航空発動機整備	航空機のエンジンの保守の整備等を行う。
航空武器整備	航空機の武器の保守の整備等を行う。
航空電子整備	航空機の計器等、電子機器の保守の整備等を行う。
航空管制	航空基地等で航空機の離発着の管制業務を行う。
施設幹部	
施設	基地等の施設の整備に必要な重機の取扱いを行う。
艦上（地上）救難	航空基地の消防業務や消火器材の整備を行う。
気象海洋	天気予報及び海水温度等データ解析を行う。
要務	陸上施設等で事務的業務を行う。
車両	車両の運行、整備、管理を行う。

その他

※次ページからの「特技」欄の参考になります。

## 舞鶴地区 定年退職予定者

灰色（塗りつぶし）

は企業と調整中です。

赤字は他の部隊に依頼中（予定）です。

青字は海運企業関連です。

令和5年6月1日現在

番号	退職予定日	階級	特技	希望勤務地	希望業種・職種	保有資格等
1	R5.6.12	2尉	補給幹部	舞鶴 福知山 高浜	・調理人 ・商品配達 ・大型トラック運転手	・第1種大型自動車
2	R5.6.14	曹長	水測	舞鶴 綾部 福知山	・植木職 ・学校用務 ・育林、山林見回り	・第1種中型自動車 ・剣道4段 ・普通自動二輪 ・メンタルヘルスマネジメントⅢ種 ・2級小型船舶
3	R5.6.15	曹長	航空発動機	舞鶴	石川地本	依頼中
4	R5.6.18	准尉	航海	舞鶴 綾部 福知山	・学校用務 ・半導体製品製造 ・渡船船長	・第1種大型自動車 ・普通自動二輪 ・4級海技士（航海） ・消防設備士（乙6）
5	R5.6.23	曹長	応急工作	舞鶴 高浜 綾部	・警備員 ・マンション管理人 ・高速道路料金所	・第1種中型自動車 ・2級小型船舶 ・ガス溶接技能者 ・危険物取扱者（丙種）
6	R5.6.23	1尉	射撃幹部	舞鶴 高浜 綾部	・火力発電所（管理職員） ・原子力発電所（管理職員） ・工場、支店（管理職員）	・第1種大型自動車 ・伐木等の業務に係る特別教育（70cm未満） ・1級小型船舶 ・甲種防火管理講習
7	R5.6.26	准尉	射管	舞鶴 綾部 福知山	・食品製造 ・機械部品組立 ・警備員	・第1種中型自動車 ・2級小型船舶
8	R5.6.28	2尉	補給幹部	神戶 三田 石	兵庫地本	依頼中
9	R5.7.1	3佐	航海幹部	岡山	岡山地本	依頼中
10	R5.7.10	曹長	補給	鳥取	鳥取地本	依頼中

## 舞鶴地区 定年退職予定者

灰色（塗りつぶし）

は企業と調整中です。

赤字は他の部隊に依頼中（予定）です。

青字は海運企業関連です。

令和5年6月1日現在

番号	退職予定日	階級	特技	希望勤務地	希望業種・職種	保有資格等
11	R5.7.21	2尉	機関幹部	舞鶴綾部福知山	・ビル管理人 ・在庫管理 ・デパート店員	・第1種普通自動車 ・2級ボイラ技士
12	R5.7.24	1尉	船務幹部	舞鶴高小	・原発警備員 ・バス運転手	・危険物取扱者（丙種） ・第1種中型自動車 ・2級小型船舶
13	R5.8.3	1尉	機関幹部	舞鶴綾部小	・マンション・ビル管理 ・製粉、調味料製造 ・曳船機関士	・第1種中型自動車 ・危険物取扱者（乙種）
14	R5.8.5	准尉	電測	舞鶴綾部福知山	・警備員 ・デパート店員 ・住込管理人	・第1種大型自動車
15	R5.8.19	1曹	給養	福岡	福岡地本	依頼中
16	R5.8.21	2曹	要務	北海道	札幌地本	依頼中
17	R5.8.31	1曹	電機	奈良	奈良地本	依頼中
18	R5.9.2	2尉	航海幹部	高舞綾部	・原発管理 ・バス、タクシー運転 ・高速道路料金所	・第1種大型自動車 ・普通自動二輪 ・ビジネスコンピューティング検定3級 ・危険物取扱者（乙種）
19	R5.9.7	2尉	電子整備幹部	舞鶴綾部福知山	・ビル清掃員 ・道路清掃員 ・警備員	・第1種中型自動車 ・消防設備士（乙種） ・危険物取扱者（乙種） ・第2級陸上無線技術士
20	R5.10.2	3佐	掃海機雷潜水幹部	徳島	徳島地本	依頼中

## 舞鶴地区 定年退職予定者

灰色（塗りつぶし）は企業と調整中です。

赤字は他の部隊に依頼中（予定）です。

青字は海運企業関連です。

令和5年6月1日現在

番 号	退職 予定日	階 級	特 技	希望 勤務地	希望業種・職種	保有資格等
21	R5.12.13	2曹	電 測	鹿児島	鹿 児 島 地 本	依 頼 中
22	R6.3.10	2曹	経 理	兵 庫	兵 庫 地 本	依 頼 中
23	R6.4.7	2曹	射 撃	舞鶴近郊	調 査 中	調 査 中

定年制  
 任期制

# 求人票

退職自衛官〇〇無料職業紹介所

紹介期限 年 月 日

紹介所専用整理欄

受理番号 A B C D

産業分類番号

職業分類番号

受付機関整理欄

番号

(ふりがな) 事業所名

代表者名

所在地 〒 - ( )

採用担当者 課係名 氏名 ( )

職種

雇用形態 1 正社員 2 正社員以外 ( )

1 派遣・請負でない 2 有期雇用派遣 3 無期雇用派遣 4 請負 ※他の事業所で就業する仕事の場合

役職名

(雇用対策法施行規則第1条の3第1項に該当する場合)

就業場所 ( ) 線 ( ) 駅・バス停から徒歩で ( ) 分

屋内の受動喫煙対策  あり ( 禁煙・喫煙室あり )  その他 ( )

特記事項:

仕事の内容:

必要な経験(年数)・技能・知識・免許資格

学歴

生產品目事業内容

創業設立 西暦・明治・大正 昭和・平成・令和 年

従業員数 (うち女子 人) 資本金 万円 労働組合 有・無

(全従業員数) ( ) 人

(年商額など最近の業績)

就業時間

就業時間 時 分から 時 分まで

※シフト制の場合 (この間の時間)

※変形労働時間制の場合 (単位等: )

交替制 ① 時 分 ~ 時 分 ② 時 分 ~ 時 分 ③ 時 分 ~ 時 分

有・無 特記事項

雇用期間

定め有 ( ) 月

・更新の有無

・有 (条件有・原則更新)

・無

・雇用期間経過後に正社員 (期間の定め無) 登用の可能性: (有・無)

定め無

休日 土曜・日曜・祝日・その他 ( ) 年間休日数 日

週休2日制 完全・隔週・月 ( ) 回・その他 ( ) ・無

賃金形態 年俸制・月給制・日給制・時間給制・その他 ( )

賃金支払 毎月 日・その他 賃金締切日 毎月 日・その他

毎月の支払われ 賃金

a 基本給<月額で表記> 円~ 円

b 手当 手当 円~ 円

手当 円~ 円

手当 (固定残業代: 時間分) 円~ 円

a+b 円~ 円

※ 固定残業代を採用する場合、固定残業代相当時間を超える時間外労働分は追加で支給

個人の状況に応じた支払われる賃金

手当 円 家族手当 円

手当 円 配偶者 円

手当 円 子供 円

時間外手当(月平均 時間相当分) / 固定残業代を採用する場合は追加分

通勤手当 実費(最高 円まで)・定額 ( 円 )

昇給 制度 (有・無) (ベースアップ込みの前年度実績) 年 円~ 円

賞与 制度 (有・無) (前年度実績) 年 回 ( 年 月分又は 万円 )

年俸制の場合の金額 円~ 円 / 賞与を ( 含む・含まない )

福利厚生等

加入保険 雇用・労災・健康・厚生・退職金共済・財形

退職金制度 有 (最低 年勤続) ・無 通学 可・否

定年制 有 ( 歳) ・無 再雇用又は勤務延長 有 ( 歳) ・無

住宅 単身者用 有(入居可・不可) ・無 世帯者用 有(入居可・不可) ・無

備考

・採用希望期限 年 月 日 指定のない場合の有効期間は3か月間です。

・採用を希望する者の自衛隊時の階級

・試用期間 有 ( ) 月 労働条件: 同じ ・異なる ( )

・無

・選考方法 面接・筆記試験・その他 ( )

・その他

確認事項

・退職自衛官の採用に関する確認事項 (確認した場合は口をチェックして下さい。)

○第1項~第4項、第6項  ○第5項に該当 (  する  しない )

予備自衛官等希望者の採用 (採用をご検討いただける場合は口をチェックを入れて下さい。両者にチェックを入れていただくことも可能です。)  即応予備自衛官  予備自衛官

機関名 地本・陸・海・空

年月日 . .

担当者 ( )

記事

(記入上の注意) 太線枠内を記入してください。

〔個人情報のお取り扱いについて〕 個人情報保護管理者 事務局長

ご記入いただいた個人情報は、求人者に適切な人材を紹介するために利用いたします。上記利用目的達成のため一部業務を委託することはありますが、求職者への提供、本人の同意がある場合又は法令に基づく場合を除き、取得した個人情報を第三者に提供することはありません。なお、所定の項目にご記入いただけない場合には、適切な対応ができない場合があります。開示対象個人情報については、左記にご連絡ください。遅滞なく回答いたします。

〔個人情報苦情及び相談窓口〕 一般財団法人自衛隊援護協会 事務局総務課(03・5227・5400)

<input checked="" type="checkbox"/> 定年制
<input type="checkbox"/> 任期制

記入例

前ページの新求人票フォーマット「電子データ（エクセル）」のダウンロード先は自衛隊援護協会のホームページにあります。

受付機関整理欄
機関名 地本・陸・海・空
年月日 .
担当者 ( ☎ )

(ふりがな)	かふしきかいしゃ いちがやえんごほーむ		
事業所名	株式会社 市ヶ谷援護ホーム		
代表者名	代表取締役 市ヶ谷 一郎		
所在地	〒 160 - 0003 東京都新宿区市ヶ谷本塩町2-1 ☎ 03 ( 3221 ) 8000		
採用担当者	課係名	氏名	市ヶ谷 二郎
	業務課長	☎ 03 ( 3211 )	8301
職種・年齢等	職種	介護職	通勤 1 人 住込 人
	雇用形態	1 正社員 2 正社員以外 ( ) 1 派遣・請負でない 2 有期雇用派遣 3 無期雇用派遣 4 請負 ※他の事業所で就業する仕事の場合	
	役職名		
職務内容	(雇用対策法施行規則第1条の3第1項に該当する場合)		
	就業場所	□ 事業所に同じ。同じでない場合は住所を記入。 東京都新宿区和筆町1-1-1 ( JR総武 ) 線 ( 飯田橋 ) 駅・バス停から徒歩で ( ) 分 屋内の受動喫煙対策 あり ( 禁煙・喫煙室あり ) □ その他 ( )	
	仕事の内容	グループホーム(2ユニット、12名定員)にて入居者の生活支援及び介護サービスを提供して頂きます。 (主な業務) ① 食事、入浴、排せつなどの日常生活介助 ② 介護記録の作成 ③ 通院、買い物支援(社用車の運転をお願いする場合があります。) ④ 行事などリレーションの開催 ⑤ 日常生活訓練	
必須技能等	必要な経験(年数)・技能・知識・免許資格 自動車運転免許(AT限定可)		
事業所の概要	学歴	不問	
	生産品目 事業内容	老人・福祉介護事業	創立 設立 西暦 明治・大正 昭和・平成・令和 1965 年
	従業員数 (うち女子 人) (全従業員数) ( 人)	資本金 3,000 万円	労働組合 有 ( ) 無 ( )
	(年商額など最近の業績) 前年度年商約2億円 都内に2か所事業所		

就業時間	就業時間	8 時 30 分から 18 時 30 分まで ※シフト制の場合 (この間の 8 時間) ※変形労働時間制の場合 (単位等: 1ヶ月)	交替制 ① 7 時 00 分 ~ 16 時 00 分 ② 10 時 00 分 ~ 19 時 00 分 ③ 16 時 00 分 ~ 10 時 00 分 特記事項 シフト表で決定 ③は休憩時間120分	雇用期間 □ 定め有 ( 12 ) 月 ・更新の有無 有 (条件有・原則更新) ・無 ・雇用期間経過後に正社員(期間の定め無)登用の可能性: 有 ( ) 無 ( ) □ 定め無
	休日	土曜・日曜・休日・その他 ( )	年間休日数 110 日	時間外 (月平均 10 時間) 有 ( ) 無 ( ) 休憩時間 60 分
賃金形態	賃金形態	年俸制・月給制・日給制・時間給制・その他 ( )		
	賃金支払	毎月 25 日・その他	賃金締切日	毎月 20 日・その他
賃金(税込み)	毎月の支払われ	a 基本給<月額で表記> 200,000 円 ~ 250,000 円 b 手当 運転 手当 15,000 円 ~ 円 手当 円 ~ 円 手当 円 ~ 円 業務 手当 (固定残業代: 15 時間分) 35,000 円 ~ 40,000 円		
	賃金	a+b 250,000 円 ~ 310,000 円 ※ 固定残業代を採用する場合、固定残業代相当時間を超える時間外労働分は追加で支給	個人の状況に応じた支払われる賃金 住宅 手当 20,000 円 家族手当 円 手当 円 配偶者 20,000 円 手当 円 子供 7,000 円 時間外手当(月平均 時間相当分) / 固定残業代を採用する場合は追加分 通勤手当 (実費)(最高 60,000 円まで)・定額 ( 円 )	
	昇給	制度 (有) 無 ( ) (ベースアップ込みの前年度実績) 年 5,000 円 ~ 6,000 円	賞与 制度 (有) 無 ( ) (前年度実績) 年 2 回 ( 年 月分又は 90 万円 )	
福利厚生等	年俸制の場合の金額	円 ~ 円 / 賞与を ( 含む ・ 含まない )		
	加入保険	雇用・労災・健康・厚生・退職金共済・財形		
	退職金制度	有 (最低 25 年勤続)・無	通学	可・否
備考	定年制	有 ( 60 歳 )・無	再雇用又は勤務延長	有 ( ) 65 歳 )・無
	住宅	単身者用 有 (入居可・不可)・無	世帯者用	有 (入居可・不可)・無
	採用希望期限	年 月 日 指定のない場合の有効期間は3か月間です。		
確認事項	採用を希望する者の自衛隊時の階級	有 ( 3 ) 月 労働条件: 同じ ・ 異なる ( ) ・無		
	試用期間	有 ( ) 月 労働条件: 同じ ・ 異なる ( ) ・無		
	選考方法	面接・筆記試験・その他 ( ) 1次試験は書類選考 ( ) ・その他		
確認事項	・退職自衛官の採用に関する確認事項 (確認した場合は口にチェックして下さい。) ○第1項~第4項、第6項 『 』 ○第5項に該当 ( □ する 『 』 しなない ) 予備自衛官等希望者の採用 (採用をご検討いただける場合は口にチェックを入れて下さい。両者にチェックを入れていただくことも可能です。) □ 即応予備自衛官 『 』 予備自衛官			

記 事

自衛隊援護協会  
http://www.engokyokai.jp/  
QRコード



(記入上の注意) 太線枠内を記入してください。  
「個人情報のお取り扱いについて」個人情報保護管理者 事務局長  
ご記入いただいた個人情報は、求人者に適切な人材を紹介するために利用いたします。上記利用目的達成のため一部業務を委託すること  
場合があります。求職者への提供、本人の同意がある場合を除き、取得した個人情報を第三者に提供すること  
はありません。なお、所定の項目にご記入いただけない場合には、適切な対応ができません場合があります。開示対象個人情報につい  
ては、左記にご連絡ください。遅滞なく回答いたします。  
事務局長 事務局長 事務局長 (03・5227・5400)



退職自衛官の求人をお考えの企業 様

退職自衛官である求職者を紹介するに当たっては、求人企業の皆様から下記について同意等を得る必要があることから、これをご確認の上、確認事項欄にご記入をお願い致します。

なお、確認書の内容と事実と相違が確認された場合は、退職自衛官を紹介できない場合がございますので、あらかじめご承知おきください。

一般財団法人自衛隊援護協会

## 退職自衛官の採用に関する確認事項

### 1 企業名等の公表に関する確認

防衛大臣の就職の援助により、若年定年等隊員（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第65条の2第2項第1号に規定する若年定年等隊員をいう。）を採用した場合には、自衛隊法第65条の13の規定に基づき、貴社名及び採用した当該隊員の貴社における役職・地位等について、防衛省令の定めるところにより公表されることについて同意すること。

### 2 公契約関係競売等妨害罪等に関する確認

- （1）貴社の役員等（取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、支配人、理事若しくは監事又はこれらの者であった者をいう。以下同じ。）が、過去2年以内に公契約関係競売等妨害罪（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する罪をいう。）又は贈賄罪（刑法第198条に規定する罪をいう。）に当たる事件として、公訴が提起された（無罪の判決等がなされた場合を除く。以下同じ。）又は有罪の判決がなされた（刑の執行が終わった等の場合を除く。以下同じ。）ことがないこと。
- （2）貴社の役員等が過去2年以内に、収賄罪（刑法第197条から第197条の4に規定する罪をいう。）に当たる事件として、公訴が提起された又は有罪の判決がなされた公務員（公務員であった者を含む。）に対し、賄賂の供与若しくはその約束をしたことがないこと。

### 3 個人情報の取扱いに関する確認

一般財団法人自衛隊援護協会から提供された個人情報の取扱いについて、次に掲げる項目について遵守することに同意すること。

- （1）採用選考等に関わらない第三者への個人情報の開示、提供及び漏洩をしない。  
（個人情報：履歴書、職務経歴書等の個人を特定できる情報）
- （2）選考不採用、又は採用入社に至らなかった応募者の個人情報は、第三者に漏洩しないよう、速やかにデータを削除し、書類はシュレッダー等にて破棄あるいは返却する。
- （3）利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱わない。

### 4 反社会的勢力の排除に関する確認

- （1）貴社（主要な出資者、役員、及びそれに準ずる者を含む。以下同じ）が暴力団、暴力団員・準構成員、暴力団関係企業、特殊知能暴力集団の関係者その他公益に反する行為をなす者（以下「反社会的勢力」という。）でないこと、過去5年間もそうでなかったこと及び反社会的勢力と資金提供、便宜供与その他いかなる関係も有しないことを表明し、かつ将来にわたっても反社会的勢力とのいかなる関係も有しないこと。
- （2）自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為、及びその他これらに準ずる行為を行わないこと。

### 5 一定の労働関係法令違反に関する申告

職業安定法第5条の5第3号に規定する求人不受理の対象（一定の労働関係法令に関し、法律に基づく処分等が講じられ一定期間が経過していない）に該当しているか否かの申告（対象となる規定等は裏面をご覧ください。）

### 6 その他の確認

確認した内容に変動があった場合は、速やかに通知することに同意すること。

## 求人不受理の対象となる場合と期間

対象となる規定	講じられた措置等	求人不受理期間
労働基準法及び 最低賃金法に関する規定	1年間に2回以上、同一の対象条 項違反により是正指導を受けた場 合	法違反の是正後6か月経過するま で
労働基準法及び 最低賃金法に関する規定	対象条項違反により送検され、公 表された場合	送検された日から1年経過するま で
職業安定法、男女雇用機 会均等法及び育児・介護 休業法・労働施策総合推進法に関 する規定	対象条項に違反し、法違反の是正 を求める勧告に従わず、公表され た場合	法違反の是正後6か月経過するま で

職業安定法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法規定等、詳しくは  
求人不受理について（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000602020.pdf>

